

シルバー人材センター等からの役務の提供業務について

令和6年3月22日

大阪広域水道企業団契約規程第12条第2号に基づく、令和6年度における役務の提供を受ける業務内容等については、次のとおりです。

	契約名	履行場所	契約概要	期間	契約の相手方の決定方法及び基準
1	四條畷水道施設毎日点検業務	四條畷市岡山東五丁目155番4 ほか	水道施設点検業務 1式 水質検査業務 1式	令和6年4月から 令和7年3月まで	1. 高齢者の安定した雇用の促進、高齢者の再就職の促進及び高齢退職者に対する就業機会の確保ができる者 2. 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定する法人であり、かつ履行場所所在地の法人